◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第402号（H29.5.26）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝10件（5月19日～5月25日分）
(1)乗合バスの衝突事故①
(2)乗合バスの自転車との衝突事故
(3)乗合バスの車内事故
(4)乗合バスの衝突事故②
(5)法人タクシーの死傷事故①
(6)法人タクシーの衝突事故①
(7)法人タクシーの衝突事故②
(8)法人タクシーの横転事故
(9)法人タクシーの衝突事故③
(10)法人タクシーの死傷事故②
2.事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について【新着情報】
3.全国初！「プロドライバーの健康づくりの推進に向けた包括的事業連携に関する協定」を締結しました（中部運輸局発）【新着情報】
4.タクシー初乗り410 円の利用回数が約36%増加しました～東京の410 円タクシーの導入効果～
◇◇◇

(3)乗合バスの車内事故
5月24日（水）午前11時05分頃、愛知県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客7名を乗せ運行中、バス停で客扱い後発進したところ、車内で立っていた乗客1名が転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。
転倒した乗客は、当該バスが発進した直後に立ち上がった模様。

(4)乗合バスの衝突事故②
5月24日（水）午後6時24分頃、愛知県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客28名を乗せ運行中、バス停に停車していたところ、後方から進行してきた自家用マイクロバスに追突された。
この事故により、当該乗合バスの乗客12名と自家用マイクロバスの3名の合計15名が軽傷を負った。

(5)法人タクシーの死傷事故①
5月20日（土）午前2時10分頃、広島県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、交差点を右方向から横断していた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
現場は片側2車線の見通しの良い信号機のある交差点で、当該タクシー側が青信号であった模様。

(6)法人タクシーの衝突事故①
5月21日（日）午前9時20分頃、福島県の県道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、左方向から進行してきた二輪車と衝突した。
この事故により、二輪車の運転者が死亡した。
現場は、タクシー側に一時停止の標識があり、事故は、当該タクシーが県道を横切るため手前で一時停止した後、二輪者に気付かず交差点に進入したため発生した模様。

(7)法人タクシーの衝突事故②
5月23日（火）午前0時01分頃、埼玉県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、センターラインを越えて対向してきた車両と衝突した。
この事故により、対向車両の運転者が死亡し、当該タクシーの乗客及び運転者が軽傷を負った。

(8)法人タクシーの横転事故
5月23日（火）午前6時03分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人

タクシーが空車で運行中、道路の右端の電柱から斜めに出ているワイヤーに右前輪を乗り上げ横転した。
この事故による負傷者はなし。

(9)法人タクシーの衝突事故③
5月23日（火）午後2時20分頃、北海道の市道交差点において、道内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、赤信号で交差点に進入したため、左方向から進行して来た乗用車と衝突した。
この事故により、当該タクシーの乗客及び乗用車に乗っていた1名の計2名が重傷を負い、乗用車に乗っていた2名が軽傷を負った。

(10)法人タクシーの死傷事故②
5月24日（水）午後8時15分頃、福岡県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、反対車線側から道路を横断していた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。

---

上記10件の死傷者数計：死亡5名、重傷4名、軽傷29名（速報値）

---

◇◇◇

中部運輸局では、運送事業者における運転者の健康起因事故の削減に向け、関係各団体（トラック・バス・タクシー各協会、全国健康保険協会（協会けんぽ））とともに「健康管理支援事業」を実施しているところです。
この事業の一環として、中部運輸局三重運輸支局は、関係各団体と相互に連携して健康管理対策の推進を図ることを目的とした「プロドライバーの健康づくりの推進に向けた包括的事業連携に関する協定」を5月23日に締結しました。
協定の締結がもたらす効果として、相互の協力が可能な分野において連携し、健康管理支援事業を一層強力に推進していくことにより、多くの利用者の生命や財産を安全に運ぶ重要な役割を担う運送事業者の事故防止による輸送の安全確保が図られるとともに、運転者やその家族の健やかな生活と雇用の安定が守られることを期待しています。
なお、運輸支局、事業用自動車関係団体（トラック・バス・タクシー各協会）及び協会けんぽの5者が一丸となった協定の締結は、全国初となります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/press/pdf/gian20170516.pdf

◇◇◇

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。
よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）
＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）
＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）
・フリーダイヤル受付　0120－744－960
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）
＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆